

理由

宅地及び建物の取引の現況にかんがみ、宅地建物取引業を営む者の登録を実施し、その事業に
対し必要な取締を行い、もつてその業務の適正な運営を図ることにより、宅地及び建物の利用を
促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。